

## 測量・設計業務に係る最低制限価格の運用の制定について (令和8年6月制定)

### 最低制限価格の運用の制定

#### ◇制定の内容

◎最低制限価格の下限である予定価格の7.5/10とする。また、各業務の最低制限価格の算定式を設定する。

※測量・設計業務に係る最低制限価格の運用

令和8年6月1日以降、一般競争入札については公告、指名競争入札については指名通知を行う案件から適用する。